

第二十二回国会 衆議院 社会労働委員会公聴会議録第二号

昭和三十年六月十日(金曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 中村三之丞君

理事大橋 武夫君 理事山下 春江君

理事山花 秀雄君 理事吉川 兼光君

植村 武一君 白井 莊一君

龜山 孝一君 草野 一郎平君

小島 徹三君 加藤 謙五郎君

越智 茂君 八田 貞義君

中山 マサ君 多賀 谷眞裕君

岡本 隆一君 受田 新吉君

滝井 義高君 堂森 芳夫君

神田 大作君 山口シヅエ君

山口シヅエ君

出席公述人

労働科学研究所員 佐野 辰雄君

いすゞ自動車株式 田坂 政養君

会社常務取締役 田坂 政養君

日本炭鉱労働組 十二村吉辰君

合中央執行委員 下野 喜一君

全国製業労働 組合連合会長

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 浜口金一郎君

専門員 山本 正世君

本日の公聴会で意見を聞いた案件
けい肺及び外傷性せき腫肺炎に関する
特別保護法案について

○中村委員長 これよりけい肺及び外
傷性せき腫肺炎に関する特別保護法案
についての社会労働委員会公聴会を開
会いたします。

この際、公述人の皆様方に一言ごあ
いさつを申し上げます。

本日は御多用中にもかかわらず、当
公聴会に公述人として御出席下さいま
したことににつきましては、委員一同を
代表いたしまして厚くお礼を申し上げ
ます。

本案は重要法案でございますので、
審査に万全を期すべきであるとの委員
会の意思によりまして、本日公聴会を
開き、公述人の皆さん方に御足労願っ
た次第でございます。公述人におかれ
ましては、本問題につきまして、あら
ゆる角度から忌憚のない御意見を御発
表下さいますようお願いいたします。

ただ時間の都合上、公述の時間はお一
人十五分程度といたしますが、公述の
あとに委員諸君より質疑があるものと
思いますから、その際もお答え願いた
いと存じます。

なお、念のため申し上げますが、衆
議院規則の定めるところによりまし
て、公述人の方が発言なさいます際
は、委員長長の許可を得なければなら
ませんし、発言の内容につきましては、
意見を聞くこととする問題の範囲を越え
てはならないことに相なっております。
また委員は公述人の方々に質疑を
することがありますが、公述人の方々
は、委員に質疑をすることはできませ
ん。以上お含みおきを願いたいと存じ
ます。

次に、公述人の皆様方が御発言の際
は、劈頭に職業または所属団体名並び
に御氏名をお述べ願いたいと存じま
す。

す。なお、発言の順位は、勝手ながら
委員長においてきめさせていただきます
す。

それでは、まず佐野公述人に御発言
をお願いいたします。佐野公述人。

○佐野公述人 労働科学研究所の労働
病理学研究室におりまして、けい肺の
問題を専門にさしていただいております
す佐野辰雄と申します。御指名により
まして、この法律の医学的な面につい
て、発言をさせていただきますと思ひ
ます。

この法案でございますが、従来のけ
い肺の保護という点について、さら
に一步を進めたというところは、確實で
あると思ひますが、けい肺
の問題については、大抵世界の各国が、
すでに五十年前程度から関心をもちま
して、この問題についてはいろいろと
悩まされた結果、すでに国際会議が三
回もこれについて持たれております。

従つて、それらの会議等を通じて、け
い肺に対する対策はこうなくてはなら
ないというふうな勧告も出されてお
りますので、そういった点について、や
や比較を試みながらこの法案について
の具体的な点について申し上げたいと
思ひます。

第一に、医学的な点でございます
が、けい肺に対する定期健康診断の件
でございます。この法律の第三条でござ
います。けい肺に対する健康診断
は、三年に一回の割合でなされなくて
はならないという規定をいたして
おります。これを世界のものと比べて

みますと、三年に一回という基準は、
私には最低に近いものというふうに考
えられるのでございます。他の多くの
国は、年に一回というものを基準にい
たしておりますし、また南アフリカと
いうようなところでは、最初の五年間
は年に一回であるけれども、六年を越
えると年に二回行うというふうに規定
をいたしております。ただ、インドの
ような国でございますと、五年に一回
というものを考え、十年を越えま

二年に一回であるというふうに規定を
いたしております。また参考までに申
し上げますと、イギリスにおいては、
けい肺の問題は、主として炭鉱のけい
肺の問題でございますが、この場合に
は遊離けい酸含有量が金属鉱山等に比
べて少いという理由から、大体二年に
一回をもつて妥当であらうというふう
にきめておるのでございます。このよ
うな点をいろいろと考えてみますと、
やはりけい肺の発生進行ということに
ついては、遊離けい酸の含有量がどの
くらい多いかということ、また濃度がど
の程度高いか低いということによつ
て区別が生じて参りますので、今後け
い肺健康診断が具体的に進むというこ
と、また現場におきまして発塵の状況が
次第に明らかになっていくということ
につれて、三年というふうに現在きめ
られておりますものも、内容的に、こ
ういうふうなところではさらに年に一
回やるということが妥当であらうとい
うような細分が医学的には妥当であら

う、そういうふうに考えるのでござい
ます。

またこの法案の中で、けい肺と結核
の関係が問題になっておるのでありま
すが、このことについても、なかなか
一律ではない点がございまして、この
法案の中では、レントゲン像にけい肺
性の変化が現れまして、それに結核
が合併したと思われるものについて、
これを法案上のけい肺として扱って
おるというところがあります。一九
五〇年の国際けい肺会議、国際肺病
会に於ける勧告の中には、こういふ点
が指摘されております。それはけい酸
粉塵職場で作業をいたした場合は、
に、臨床上明らかにけい肺性の変化が
合併していると思われる場合であつ
ても、それに結核が合併した場合に
は、当然職業性のものであつて補償を
しなければならぬものであるというこ
とでございます。同じけい肺が結核
に現れたものと、その点では取扱
上の差がないものであるというこ
とを勧告いたしておるのでありますが、こ
の点は、やはり傾聴をいたさなければ
ならないかと思ひます。しかし、この
点につきましても、それではけい酸粉
塵職場である名がつけば、すべてそ
ういふふうに取り扱ふのが妥当であるか
という問題になります。やはりそれは
望ましいけれども、けい酸粉塵が多
く、濃度が高くて、つまり、けい酸の
吸入量が非常に多いというものにつ
いて、学問上も実際上もそのことが明ら
かに認められるのでありますから、わが国

においても、一律というのではござい
ませんが、今後の患者の発生の状況、
あるいは現場の発塵の状況によって、
結核とけい肺に対する新しい取扱の方
法というものは加味されていく必要があ
ろう、そういうふうに考えるのでござ
います。

次に、少しくこまかい具体的な問題
でございしますが、この法案の第三条の
三に「前二号以外の者で、その作業に
従事する前粉じん作業に従事した期間
が三年以内のもの」という規定が設け
られてございします。これをこの文字通
り解釈をいたしますと、新しくけい酸
粉塵職場に入職をいたします者が、け
い肺健康診断を受ける必要がないとい
うふうにも解釈されるのであります
が、この点は、将来のけい肺対策上望
ましいことかどうかということになり
ますと、でき得れば、けい酸粉塵職場
に入る場合に、けい肺健康診断を確定
に受けるということが、私は必要であ
ると思うのでございします。これはけい
肺の診断のそのあとに、続いて健康管
理を行わなくてはならないのでありま
すが、まずその人の正規の状態におけ
るエックス線像がどうであるかという
ことを確定いたしておくことは、その
人の診断を確定にいたす上に、ぜひと
も必要であるというふうに考えられて
おるからでございします。

第二には、結核者の結核の合併をで
きるだけ正確に見つけ出して、その職
場に結核が流入することを防ぐという
ことは、本人自身のためでもございま
すし、また同僚にとっても必要である
ということは当然でございします。従っ
て、この条項はむしろ不必要なもので
はないだろうか、私といたしまして

は、そういうふうに考えるのでござい
ます。

第三番目に、配置転換を勧告すると
いう処置、これは病気をできるだけ予
防しよう、それ以上の進行をできるだ
けけい肺という点で重要な処置であり
ます。これは作業の転換というところ
で、いろいろ規定されてありますが、
この場合に、作業を転換し、あるいは
健康診断というところについての規定が
ございしません。これは医学上から申し
ますならば、当然健康管理の必要がある
ものと存じますので、そのような規定
がきわめて望ましいものである、その
ような規定がぜひなされなくてはなら
ないであらうというふうに私は考える
のでございします。

次に、少しく医学上からはずれるこ
とになるかと思ひますけれども、配置
転換あるいは離職をする患者の方々に
対しての処遇、その生活を保護してい
かなくてはならないということ、この
点について、この法案がいろいろな努
力をお払いになっておるといふこと
は、よくわかるのでありますけれども、
きわめて不十分な点があるように
存じます。参考のために、国際会議の
それについての勧告を簡単に申し上げ
ますと、こういうことを言っております。
一九五〇年の第三回国際けい肺会
議であります。その第二十九条には、
けい肺者がなれた職を離れたときに
は、あらゆる努力を払って直ちに彼を
職につけなければならぬし、あるいは
彼を訓練して適当なかわりの職につけ
なければならぬ。この際は彼の生活
水準を引き下げてはならない。またか
わりの職につくことが彼の補償額を減

少させるようなものであつてもならな
いというふうに勧告をいたしております。
多くの外国では、このような点に
ついて、年金を支給することによって
その目的を達しようとしておるようで
ございしますが、そのような勧告と比べ
ますと、本条に盛り込まれた患者の具体
的な保護措置という点では、まだまだ
いろいろな懸念が残つておるといふ
に感ずるのでございします。

さらに、こういう患者保護について
の非常に困難な問題が出てくるという
ことに對して、考えなければならませ
んことは、けい肺を予防し、従つてけ
い肺患者をほんとうに保護するという
立場から申しますと、このような配置
転換といふことによる人間の面からす
る対策といふものも、きわめて必要で
あるけれども、そのみに過大な期
待をかけるべきではないといふことが
言えるのであります。その点につ
いては、やはりけい肺の根本的な予防方
法であるところの防塵——ごみを少く
する、そしてごみを吸わないで済むと
いうこと、そういう点に對する努力が
どうしても必要なのであつて、その点
を強く感ずる次第でございします。また
けい肺患者の実態、その他イギリス等
の事例から考へてみましても、このよ
うな患者に對してできるだけ保護を
加へようとするならば、やはり国家の
関与といふものが、さらにさらに増大
するといふことではなければ、實際上は
不可能であらう、そういうふうに私
ども感じておるわけでございします。
あとで御質問を受けることにいたし
まして、一応私の公述はこれで終りま
す。

○中村委員長 田坂公述人。

○田坂公述人 私はいすゞ自動車株式
会社事務取締役をやつております。田坂
でございします。所属団体は、日本経営
者団体連盟総務委員をやつておりまし
て、なお先般けい肺対策審議会の使用
者側委員を仰せつかつて、本法の立案
に参画したものでございします。私が今
日公述人としてこちらにお呼び出しを
受けましたのは、主として製造工業の
立場で、この問題をどう見るかという
お考えのもとに呼び出されたものと思
ひます。そこで、石炭鉱業及び金属
業関係におきましては、昨日早川勝
君、北里忠雄君が御出席になつてお
りますし、その方面のことは私、全然し
らうとでございしますから、主として製
造工業関係についての本法に對する私
の気持ちを話させていただきますと思
ひます。

まず第一に、この法案が立案せられ
ましたにつきては、お前はどうかと思
うかといふことではあります。この法案を
審議会で御説明を受けましたときに、
人道的立場においてこの法案は立案せ
られるものであるというお立場を聞き
まして、ごもっともである、お互いに
社会に非常にお気の毒な人が多々あ
る、これを社会が連帯保証で救つてい
くといふことは、常にあつてしかるべ
きであつて、常にそういう考えを社会
が持つべきものであつて、やるべき仕事
である、こういうふうな考えには私は
全く同意であります。しかし、この法
案が、政府がけい肺患者及び外傷性脊
髓症患者を一応保護しようといふや
ないか、こういうふうなお呼びかけであ
るならば、まず第一に、政府で初めは一
つやってみるが、しかし将来は、これ

は政府ばかりということにもいかに
ないので、事業を営んでおる者もこれに協
力したらどうかという考え方で、これ
は進められる問題ではないかと思ひ
てあります。ところが、この法案は、最
初から経営者の方にもある程度の負担
がかけられるといふふうなことに
いて、一応問題を考えなければならぬ
といふふうに思ひます。

そこで、本法の対象になる労働者
といふものが、主として石炭鉱業、金属
鉱山及び製造工業におきましては、窯
業、ガラス業、鋳物業、陶磁器製造業
等の業種を主として対象としておりま
すので、それらの製造業種が、現在企
業としてどういふふうな経営をやつて
おられるかと申しますと、あまり日の
当る企業ではないと思ひますので、それ
らの企業が、もう少し順調に経営せられ
ておるときにこれが施行せられたなら
ば、おそらく一番時期を得た施行の仕
方ではないかと私は考えるのでありま
す。

次に、第二の点であります。主と
して製造工業のうち、本法の適用を受
ける業種は、ただいま申し上げました
ような耐火レンガ、ガラス、陶磁器、
鋳物あるいはサンドグラスといふよう
な業種を営んでおる企業であります
が、これらの企業の大部分は、大体中
小企業の形に行われておるとい
う点であります。そこで、本法にお
いて発生する費用の負担が、これらの企
業の存立を危うくするといふふうなこ
とのないように、それらの企業に對し
ての負担金率をきめていただきたい。
原案を見ますと、本法施行において使
われる費用の三分の一は国庫が持ちま
すが、三分の二は事業主が持つことに

なっております。これは少くとももう少し上げるべきではないか。なお承わるところによりますと、この費用は国庫としては大抵初年度におきましては、本法の草案をお書きになるときは三分の一であったが、実際は国庫は二分の一持つというふうなことを聞いております。できれば、その趣旨も本法の条文にはつきり書き述べていただきたい、このようにふりかへるものであります。なお、初年度大抵これに要する費用は七、八千万円でありまして、審議会でお示しになりました統計を見ますと、健康診断を行すべき対象は二十七万人、それから本法施行後、すぐに療養の給付及び休業の給付または転換手当を見るときは数字は大体千人、それから新たに年々付加する数は三百人、このように推定をお示しになりましたが、これによりまして私が数字を推定いたしますと、本法施行当初に、大抵四億ないし五億の本法に關しての費用の負担が新しく付加せられるのではないかと申すのであります。これをかりに五億といたしますと、二十七万人の従業員に対しては、従業員一人当たり負担が二万四千円増、これは月額千八百円増です。増ということは、それだけのコスト増ということを引き出すことになるのであります。現在鑛物工業を一例に取ってみますと、鑛物工業におきましては、平均一月一人一トンの生産量と申すことが一応の建前になっておりますが、一人の鑛物工の今の平均賃金というのは、一万五千円から二万四千円ということになります、それに対して大体二分の一の負担ならば、八百円の負担が事業主にしかつてくる。あと半分は政府の負担と

いうことになりまして、それだけのコスト増をその企業が吸収し得られるかどうかという点をも、深く考えて施行していただきたい。その意味におきましては、大抵これら適用企業の生産額、従業員数及び本法受益者数の間の比重をよくごらんになりまして、企業に危険を強く与えることのないように施行していただきたいというふうな希望を持っております。

次に、第三条でおきめになっておりますが、政令の適用除外の規定がございます。これは今労働基準法の関係で大いに安全運動を奨励しておられますが、この安全運動と関連しまして、予防的な行政に非常に重点を置かれまして、第三条では大抵政令で認められる作業というふうなものがあつたが、これを事業場というふうな意味合いにおきまして、とにかくおれの職場には、たとい本法が施行になつても、けい肺は一人も出ないのだというふうな、自主的な盛り上げる気持で、全従業員に本法を行政的に理解さすというふうな持つていつていただきますれば、これに關する出費の増加も、従つてはばみ得られますし、なお、けい肺法のけい肺患者の減少ということも、はかれるというふうな意味合いにおいて、この処置をおとり願ひたい。これはすなわち費用の上昇負担のカーブを、急カーブにやつてもらつては、企業は非常に困るのではないか。それを漸増していくようなふうな政府は行政的にお考えを願ひたいという希望であります。

次は、外傷性脊髄症の問題であります。これは御趣旨はごもっともであります。これは御趣旨はごもっともであります。

りまして、法案の編成におきましては、別にお組みになる方が、筋が通つて何かこの中にけい肺審議会その他の規定もあるようでありまして、それらを勘案していろいろ見てきますと、非常に軽く扱われているような気がするのであります。それは労災法の関係において見ておると議論もあると思つておられますが、このようにふりかへる問題であるというふうなふうに重大な問題であるというふうなふうに考えになるならば、やはり別にその方の立法をお考えになるといふ法案の組み方が、すつきりしていいのではないか。何か奥歯にもののはさまつた感じがするというのが、第三の点であります。

これで私の公述を終わります。

○中村委員長 これにて公述人の公述は終了しました。

次に、委員より質疑の通告がありますので、これを順次許可いたします。

○受田委員 田坂さんのたのみの御発言に対して、一言お伺ひ申し上げたいと思ひます。

今日は御多忙の中をお差し繰りいただきました。佐野さんと一緒に御足

私たちは、先ほど委員長が申されたような趣旨をもつて、このけい肺に關する法律の万全を期するために、こうして御足労をいただいて、慎重な審査を続けておるわけですが、要するに、けい肺患者が絶滅されるようなふうな社会を一刻も早く実現させたいという

気持には、昨日お伺ひいただいた公述人も、今日お伺ひいただいた公述人の方も、これは全く同じ目標を持つていらつしやると確信いたしました。そこで、経営者側といたしましては、労働者に対して、経営者の立場からのあたたかい心を寄せて、法的にも、また人情的にも、最善を尽してこの問題の解決に当たりたいというお気持ちをいただいております。ただ、今御説明をお聞きしておりますと、生産コストがけい肺に対する費用負担によつてそれだけ上昇する、そうした場合には、企業の経営そのものに非常な影響を持つて、これをやるような方向に持つていく、あるいは費用負担を急激に増大させるようなことのないよう、漸増的な方向をとつてもらいたいという御意思であつたようです。また佐野さんの御発言の中にも、イギリスその他の例によつてみると、このようにものに対しては、国家そのものが非常な大きな力を発動させておるといふようなことになつております。そこで、今一例を關係企業の労働者の平均賃金にお取りになつておられたのでありますが、このけい肺対策に要する費用を計上する場合に、一人八百円ばかりの費用のコスト増が考えられるということをお触れになつたようです。ところがそれだけでは、今、企業の経営形態が収益が増大するような時期でないで、非常にむずかしいのだというお言葉があつたと思ひます。これは、会社の企業経営形態が楽なときというのを待つておつたのでは、この問題の処理はできないと思ふのであります。少くとも、このうう人道主義から考えた場合には、企業の経営が困難だと容易だとかいう問題を越えて、善は急げという立場でお考えいただく方がいいのではないかと

思ひますが、いかがでございますか。

○田坂公述人 お答え申し上げます。御趣旨同感でございます。それには、私どもの自動車の例を申し上げて恐縮でございますが、五千人の従業員のうち、鑛物関係のものは三、四百人しかいない、一割弱でございます。このううやうな形ならば、本法適用のもの、その全事業に対して一割以下に響くのであります。大したことはございません。ところが、鑛物工場だけしか経営していないところで、従業員が全部で三百人だ、しかもほとんど鑛物作業のみであるというふうな工場におきましては、その経営が今窮地にありまして、相当に何か援助手段を講じませんと、費用負担は企業経営に危機を及ぼすというふうには私は考えます。早くやることは賛成であります。早くやる方法はとりながらやつていた

○受田委員 そうしますと、企業体における性格といふますか、内部におけるいろいろな事情を勘案して、国家としてはそれらに対する援助対策を個々に考慮すべきであるという御趣旨でございますか。

○田坂公述人 さうでございます。

○受田委員 そうしますと、総括して、この国家が負担する費用の比率といふものは、企業の経営のよしあしによつて、収益のあるなしによつて比率を異にするような方がいいというお考えでありましようか、いかがでし

○田坂公述人 お答え申し上げます。同じ目的に対して、同じ国民的な立場で、費用の負担を経営のよしあしに

よって甲乙をつけるといふことは、ど
うかと思ひます。

○受田委員 しかし、いつの世におき
ましても、非常に景気が上昇するとき
とか、あるいは異常な不景気になつて
くるときとか、そういう特別な場合を
除いては、やはり企業間において、そ
の内部に甲乙がつくのは自然だと思ひ
ます。従つて、そうしたある特殊の企
業経営のよしあしによつて、全体を通
じての立法に非常な困難な事情が発生
するといふことになつては、これはま
た大へんだと思ひますが、特殊な企
業に對して保護対策を講ずると
すれば、いかような方法をとればよろ
しゅうございませうか。

○田坂公述人 一例を申しますと、本
法施行前において、けい肺に關する出
費がたとへば百万円あつたとする、そ
うして、本法施行後、一年後には二倍
になつた、これは私は考へてやるべき
じゃないかと思ひます。一年後に二十
万円は上つたといふくらゐの比率な
ら、漸増だからいいと私は思ひます。
一躍倍になるような費用が本法施行後
一年でかかるといふふなことは、な
お、五年後には五年前の十倍になつ
たといふふな費用の負担を企業にか
けるといふことは、企業を危殆に導く
ものじゃないかといふふな感じを
持つておられます。

○受田委員 工場の中には、五人以下
のわずかな従業員を用いてるところ
もありまして、法の適用を受けること
のできない面も発生するわけです。ま
た非常に有益な事業をやつておられる
企業と、非常に収益をあげていない
企業との間におけるそうした差異と
いふものを調整する方法として、国家

がいかなる手を打つたらいいか。たと
えば、今のお説のような特殊な例が
起つた場合に、とうていその企業で
はそれをまかない切れないといふよう
な事態が——これは非常に特殊の場合
であつて、めつたにそういうことはあ
り得ぬと私は思ひますが、そうした場
合に、国家としてどういふ手を打つて
くれればいいといふふうにお考えで
しうか。事実、今この立法に當つて
は、そういうことを考へておかなけれ
ばならぬと思ひます。そのた
めに、その企業そのものがつづれてし
まうような事態が発生する可能性もあ
るわけですが、これに對する救済策と
して、どういふ用意をしておけばよろ
しゅうございませうか。

○田坂公述人 お答へ申し上げます。
そういうふうな事業がつづれるといふ
ふな企業にまでこの費用の負担を
やれといふことを強制することはやめ
る。なお、援助してやればいいのです
が、援助をどういふふうな方法でして
やればいいのか、私は今、具体的にどう
こうといふ考へは持つておりません
が、つづけてもその費用は取るという
考へ方は、およしになつた方がいいと
私は思ひます。

○受田委員 これはこの法律を作る方
のわれわれとしては、よほど考へてお
かなければならぬことでありまして、
経営者側といふことも、まず
人命を尊重する立場からこの法律を考
へていただき、それに即応するように
企業経営も考へていただく。だから、
少々生産コストがふえても、まず生命
を大事にするという方へ重点を置いて
いただかなければならぬと思ひので
す。従つて、生産を増強するために

は、けい肺患者が発生して、もう死ぬ
ることのわかり切つてゐる患者も出て
くるのですが、そういうような人々を
犠牲にしても、収益を増大せねばなら
ぬといふ考へ方になつたならば、こ
れはよほど重大な問題だと思ひので
す。この際、今佐野さんも田坂さんも
仰せになられたような、この法律は人
道主義から出た法律だといふお考えか
ら、少くとも企業そのものが全幅の
協力をけい肺患者にささげるといふ、
そうした方針をお持ちいただく。そう
して、万一費用負担において会社の経
営が困難になるといふような事態が発
生した場合に、それに対して、救済
策としていかなる方法をとつてもいい
たいといふような、そうしたところに

も一つの御用意をいただいたらどうで
すか。そうしないといふ、経営のやり方
によつて、患者そのものが犠牲にされる
といふことになりまして、われわれ
は、まず第一に患者を救うといふこと
に重点を置いてこの法律を考へていこ
うとしておりますので、経営のよしあ
しによつて患者が犠牲にされるという
ことが絶対にあり得ぬように考へたい
と思ひます。この点、でき得べくん
ば、この法律案を出される際に、重要
なる立案者の一人として御参画になり
ました田坂さんにおかれましては、そ
うした企業困難な場合における立法
措置といふようなものについても、御
考慮をいただいたらと思ひます。

それから、佐野さんの御発言の、お
しまいをちよつとお聞きしただけであ
りますが、英国のごときは、この問題
を社会保障制度の一環として考へてい
てくれるといふことであります。労働
科学の研究をなさつた立場から、こ

した特殊の職業病に對しては、全額国
庫がその救済策を講ずるよう措置す
べきであるといふふうにお考えでござ
いませうか、あるいは経営者にその
一部の責任を負わすようにすべきであ
るとお考えでございませうか、そこ
をお伺ひしたいと思います。

○佐野公述人 これは私の専門外に属
することではございますが、やはりこ
れも国の事情によつて多少違ふように
存じます。たとえば、南アフリカあた
りでございますと、私もよく存じませ
んけれども、金山採掘といふものの比
重がきつめて高いために、これは国家
のいろいろな援助といひますよりは、
規制を受けるといふことがございまし
ても、費用その他は、経営者の方で負
担をするといふ形になつておるようで
ございます。わが国における場合は、
現在まで労働基準法といふものがござ
いまして、それでは当然無過失賠償論
という、その筋に沿つて経営者が職業
病に對する責任を取つておるわけでご
ざいますから、私は先ほど、国家の援助
が特に増大しないと、このようにむず
かしい職業病といふものは、十分な保
護がむずかしいであらうといふことを
申し上げましたが、私としては、国家
の援助が増大すると同時に、企業にお
いても、これに對してできるだけ努力
をしていただくといふことがよろし
いのではないかと、そういうふう感じ
ております。どちらか一方だけといふ
ことではないのであります。

○受田委員 現在のところでは、けい
肺を防止することができないような状
況で、その予防をいかに講じたとして
も、患者の発生はやむを得ないような
情勢にある。こ

べき情勢を切り開くために、思い切つ
てその予防策を徹底して、そのため
には、いかに費用をかけても、能率の
低下があつても、それらを犠牲にして
でも、けい肺患者を発生せしめないよ
うな方針をとつた政策を進めることが
いいと思ひます。これはみんな同感
だと思ひますが、しかし、経営者の
側から見られたら——今、田坂さんの
おっしゃつたような生産コストを下げ
ることを考へていくとか、あるいは能
率の低下を考へるといふことになりま
すと、自然予防などという方へは、目
標はよし注がれたとしましても、實際
問題としておるそかにされる。昨日も
御意見を伺つたときに申し上げたので
すが、労働者の側からは、とにかく予
防に努力するといつてマスクなどをか
けてやるとしても、仕事をすすめる途
中で、能率増進だといつてマスクをは
さなければならぬといふような結果
が起つておる。同じ能率の問題とか、
あるいは賃金の問題とかいふものを乗
り越えて、予防を考へようといふ基本
線を逸脱した方向へ走つておるとい
ふ現実だと思ひます。これは非常に重大な
問題だと思ひます。これは非常に重大な
問題を防ぐためにも予防対策に十全を期す
といふ意味からいかなる方法をとつ
たらいいか。予防のためには、もつと
積極的、基本的な対策を立てなければ
ならぬといふ意味で、佐野さんの御意
見をいたしましては、予防対策に對す
る労働科学の研究をいかに考へておら
れるか、それをお伺ひいたし、特に勞
働者の心理として、この仕事についた
なら何人かは不治の病氣になるのだと
いつて、あたかも戦地へ行つて戦死の
予定されるような仕事につく労働者の

情勢にある。こ

心理をつかんでいった場合に、これは非常に人道的に大事な問題だと思ふのですが、そういう死が予定されるような仕事につく人に対する対策として、何らかの道を講じていかないといけないと思ふのです。将来、不安な生活状態に置かれ、雇人にされて顧みられることもないというような状況では、絶対に許されない人道上の大問題でありますから、その予防をどう強く考えていったらいいか、そしてその驚くべき危険を冒して飛び込む労働者の上に、いかなる救済策をとったらいいかというところをお伺いしたい。それからもう一つは、今の問題に関する田坂さんの経営者側から見た予防対策についての積極的な措置というものを、お漏らしたかったですかと思ひます。

○佐野公述人 予防の根本ということについては、先ほども触れたのでございますが、やはり、あくまでも防塵対策を進めるといふ一語に尽きていふと思ひます。でありますから、これも国際会議で勧告をいたしておりますが、それぞれの予防も、発塵の状態によつて、具体的な手段は違つておりますけれども、粉塵のもとになるところで押える。たとえば鉱山あたりでございまして、ドリルの先のところでそれを取つてしまふというような方法を講じて、なお発塵がある場合には、マスク等をもつてこれを吸入する量を少くしていくという方法が、現在までのところ根本的な予防対策として考えられる。これは大ざっぱに申し上げるわけでありませんが、防塵と吸入防止ということ以外にないと思ひます。

それから心理的な問題でございまして、これも、ただ単に勇気づける手段

はないわけでもございまして、あくまでも防塵ということを実際に行うのでなければ、単に勇気づけるということではナンセンスであると考えております。

○田坂公述人 ただいま佐野先生がお話になった防塵と、それから吸入させないということが必要でありまして、製造工業におきましては、比較的これがやりやすいのではないかとと思ひます。特にこの方式を——私どもの工場

のことに例にとつて恐縮でございまして、やはり両方を併用してございまして、なおこれを安全運動に結びつけております。安全運動に関しましては、労働大臣その他労働基準局長等からの表彰もございまして、一例を申し上げます、在来一名の二症度、三症度のけい肺患者が出たために、その従業員全部が本法の対象になつております。それがなくなつて、しばらくの期間、たとえば二年なり三年なり健康診断をやりました、二症度、三症度の者がいないという工場ならば、三条の適用によりまして、本法の適用を免除するということ、この面に対しては、従業員も非常に関心を持つてくるのではないかと、ふうな気持を持つております。それは体験上からも、私の工場ではそういうふうに指導しておりますので、申し上げた次第でございまして。

○中村委員長 八田貞義君。

○八田委員 労研の佐野博士にお伺いいたします。この法律案の第二条一項におきましては、けい肺の発生理由について遊離けい酸だけが採用されております。ところが今日におきましては、佐野博士も御存じのように一九三三年でございまして、W・R・ジョー

ンズが、けい肺というものはけい酸化合物であるところの雲母によつても起るといふような説を出しているわけでありまして。遊離けい酸だけではない、けい酸化合物によつても起るものであるというところを言つておきまして、今日では遊離けい酸並びにけい酸化合物によつてもけい肺は起るのだというふうに解釈しているわけでありまして。ところが、法律の第二条におきましては、遊離けい酸だけを取り上げています。ですから、私はこの文章を、けい肺というものは遊離けい酸または遊離けい酸化合物を含む粉塵を吸入して起るといふふうに直すのが、正しいのではないかと考えますが、佐野博士の御見解をお伺いいたします。

○佐野公述人 お話のように絹雲母がけい肺の原因ではないかと言ひましたのは、イギリスのジョーンズでありまして、けれども、これについては、次々に追試験が世界中で行われたわけでございますが、その結論を申し上げますと、やはり絹雲母のようなけい酸塩では、遊離けい酸によつて起るけい肺と同様なものは起らない。言いかえすと、絹雲母によつては、けい肺を起すとは言えないというものが、現在の世界中の結論でございまして、これは大体一九三〇年代に確立されたのでございまして、その後変更はいたされておきませんが、その定義という点に關しては、特別な支障はないものというふうに考へております。

○山下(春)委員 関連して佐野公述人にちよつとお尋ねいたしますが、先ほどのお話の中に、三年に一回ということとは、世界中の規定の中でも最低に位置するものだというところをございまして、

た。そういったと、けい肺の進行度は、三年に一回では医学上無理ではなからうかというお考えでございまして、法律をきめるときに、そういう非常に進行してしまつてから健康診断をやるといふようなものをこしらへても、むだだと思ひます。その点では、かつて私どもがよい点をちよつと懸念して質問したことがございまして、

○佐野公述人 この点もけい肺と名がつきますと、すべてが三年に一回で十分であるかどうかということになりますと問題があるわけでございます。

先ほど申し上げましたように、やはりけい酸の吸入量によつて、早く進むものと、かなりゆっくりしたものがあるといふのが事実でございまして。三年に一回というのは最低の限度である、つまり低濃度のけい酸を吸入する者に対しては、それでも私は差しつかえないと思ひますが、より高濃度のものを吸う者に対しては十分とはいえない、そういうことでございまして、一律には考えられない点であつて、今後三年に一回というものが、あながち排撃されるべきではないけれども、内容によつて、さらに一年一回とするのが適當であるか、あるいは二年に一回とするのが適當であるかというように細分をしていくことが、具体的に實際的であらう、そういうふうに考へております。それは理想的に申しまふならばすべてが年に一回というふうなことがよろしいと思ひますけれども、必ずしもそういうことが、学問的に見て理由があるともいえないと存じます。

○山下(春)委員 そこで、先生方の御研究の立場から、本法を施行いたします労働者あたりに、こゝろいったような粉塵の濃度あるいは性質のものは、三年ではちよつと長過ぎるというふうなことの御研究資料は、本法を完全に実施する意味から、常に御提供を願つて、万全を期したいと思ひますので、お願いをいたしておきます。

○中村委員長 多賀谷眞穂君。

○多賀谷委員 佐野公述人にお尋ねいたしますが、先ほど、作業転換をされた労働者のその後の処遇についてお話がありました。ことに、国際会議の勧告を引用してのお話があつたのでございますが、その場合、多くの国では、賃金の差額の補償をしておる、これを年金で支給しておる、こゝろいうお話でございまして、今の日本の労働基準法その他の法律体系からいいますと、大体どういふような給付をしたらよろしいのか、ちよつと試案でもよろしうございましてからお知らせ願ひたい。

○佐野公述人 現在の日本の給付のいたし方から、どうも——私これも専門でないので恐縮ですが、年金による支給というものが習慣になつていない点があるようございましてね。それであるといたしますれば、やはりそれにかわるものとして、一つの案という点になりますと、やはり配置転換をしなければならぬのであるという、そういう事情を加味して、そしてそこに障害があつたということに關しての障害補償というふうな考えは、当然私出でてきてよろしいものと思つております。障害補償というところでありますならば、労働基準法の考え方の中で当然

あるわけでございますから、そういういたふらな点との結びつきが考えられる、そういうふうに考えます。

○中村委員長 午前中はこの程度にとどめます。

午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十五分休憩

午後一時四十八分開議

○中村委員長 休憩前に引き続きまして社会労働委員会公聴会を再開いたします。

この際、公述人の皆様方に一言ごあいさつを申し上げます。御多用のところをおいで下さいまして、まことにありがとうございます。委員一同を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

公述の時間は、十五分程度と御了承を願っております。公述のあと、委員諸君から質問があると思っておりますから、どうかお答えを願いたいと存じます。

十二村公述人

○十二村公述人 今回この公聴会に、われわれ労働者の代表として出席させていただきましてことに、厚くお礼を申し上げます。われわれ労働者の多年にわたる願望であったところのけい肺特別法案が、今回国民の御支持と各政党並びに関係官庁の御理解によって今次国会に提案されましたことは、われわれの非常に喜びとするところでございます。

なお、この法案に対しては、われわれが多年にわたって真に保護法案として主張してきたものが、いささかこの中には欠除する観はございまして、しかし現状において、われわれとしましては、一部修正意見を、さら

に法案に盛りられない点に対する要望意見を申し上げまして、本法案の立法手続に賛成いたします。

なお、本法案に対する総合意見として申し上げたい点は、当局は、この法案の立法趣旨を、国民的人道主義の立場から立法措置をとったと言っております。とするならば、法治国家における法の最高規範であるところの道徳規範に求められたとするならば、この法の体系においても、首尾一貫した精神によって貫かれなければならないにもかかわらず、この法案には、この精神を完全に盛り込んでおられない点に対して、われわれとしてはいささか意見がございまして、少くともけい肺病によって受ける労働者の不安は、単に経済的な損失に伴うところの不安ではなくして、現在の医学においては、もはや治療の方法がない、これに対する対症療法として、心臓が弱くなったから強壯剤を打つ、これ以上病状を進行させることは危険であるから配置転換をするといったような、きわめて消極的な対症療法しかない、この宿命的な業病に対する患者の、また労働者の不安は、生命の危機を時々刻々に告知される、この生命の代償をわれわれはこの法案に求めたものではございまして、残念ながら国民的ヒューマニズムの所産としてこの法案が立案されたと言っておりますが、真に人道的な立場からするならば、この不安を解除する法でなくてはならぬと私は主張したいのであります。例を生活保護法に求めるならば、われわれしろろとの考えでは、生活保護法は明らかに道徳規範に求められたと思ひます。しかもこの適用者の中には、幾多社会に毒を流し、ある

いは肉親に絶えざる心配を与えた方であつても、生活能力の欠除によって、その条件がある限り永久に生活保障がされる。これと、日本のなぐてならぬ国家産業の礎石となるべき職場において、宿命的な業病にかかったわれわれ労働者に対して、わずか五年間の補償しかできない点は、日本の経済事情からいって、ある程度理解できるとはいえながら、真に政府が言う人道主義の立場に立つならば、法体系も概念も、明らかにこの精神によって貫かれなければならないと私たちは主張するものでございまして、かかる観点から、この法が三年間は経営者の賠償責任によって経済的な補償がなされ、残された二年間は二分の一が国家補償であり、二分の一は事業主負担であるところに、労働使間において依然として問題に対する意見の交換がある点、少くとも企

業官庁であるところの労働省において、この点に対して幾多の苦慮を払われたと言ひながら、今後残されるであろう労働使間のこの問題をめぐる労働不安を事前になくする積極的な御意図があるとするならば、明確にしていただきたいと思ふものであります。

以上の総合的なわれわれの意見と同時、本法案に対して、一部修正の意見を述べさせていただきたいと思ひます。われわれ労働者側の意見としては、昨日能見公述人より具体的に申し述べられておりますので、能見公述人と同じ意見でございまして、さらに二、三ポイントの意のあるところを述べさせていただきますと思ひます。

まず第一点といたしましては、作業転換問題につきまして、第八条においては、転換給付が三十日となつており

ますが、この点は、現行の各産業別に協定によつて補償されておるのは、九十日を下回つたものではございません。この点は、法が最低の線を規定されておるのは常識であつても、現在の日本の産業経済の実態からいって、真にわれわれ患者の保護政策として、現状とにらみ合せて判断される点は、決して最低線ではなくして、われわれは労働使間において最高の線として規定される危険性があるので、少くとも転換に對する給付は九十日としていただきたいと思ひます。

二点目は、転換に伴う打ち切りが、三年間で打ち切られて、あとの二年間は雇用関係が存続されずに、そうして補償がなされておりますが、われわれ労働者は、労働力の契約が精神的にも肉体的にも唯一の療養の根源をなすものでございまして、労働力の提供のない、雇用契約のないところから来る不安は、さげせん申し上げた生命の希望を完全に失つた患者にとつては、耐えがたいところの療養上の最も大きな障害になるものでございまして、この点は、少くとも雇用契約を解除せずに、五年間の給付をわれわれは主張したいのでございまして。

三点目は、転換に伴つて、三年で打ち切られることによつて、消極的ではあるが、政府が職業補導あるいはその他の方法によつて、転換後の就職の道を解決するといふことが、この法案には盛り込まれておりますが、仄聞するところによれば、具体的にこれに対する予算が裏づけされておらない点等を勘案すれば、三年によつて職場を失つた者が、現在の労働市場においては、健全なる労働力を持つておつてすらも、雇

用関係において決して満足できない状態にあることは、国民の常識になつております。まして、けい肺患者の焼き印を押された者に対しては、もはやいかなる事業主といへども、これを採用することはないであらうし、きわめて狭き門であると思ひますので、当然永久補償が建前であるところのこの業務上に基因する患者に対して、少くとも五年間に圧縮された期間内においては、でき得る限り精神的な不安を排除して、そして療養に対して裏づけされることを主張いたします。

四点目は、給付の点で、平均賃金の六〇％と規定されておりますが、けい肺患者が転換あるいは療養の必要を生ずるときは、病状の実態からいって、病状の進行速度がきわめて緩慢であるために、長い期間に労働力が逐次喪失していくのであつて、百パーセントの労働力を発揮した人が腕を折つた業務上の労災給付の場合と、けい肺患者が補償の事由が発生したときの労働力の発揮には、著しく格差がございまして、この労働力の低下したときを算定基礎にされた六〇％は、他の業務上の災害者の労働力の算定基礎とは、いささか基礎が違ひますので、この点で妥当な線としては、少くとも八〇％以上の平均賃金をこの患者に支給されることを主張いたします。

本法案に対しては、以上申し上げましたように、大体昨日の能見公述人と同じ意見でございまして。

次に、本法案には盛り込まれておらない要望意見を申し上げます。まず、けい肺は総合対策でなくてはならないはずにもかかわらず、この法案は、結果に對してのみ重点が置かれておる。一度

かかればならぬこの宿命病を、どうして事前に防ぐかという予防対策が講じられておらない点は、まさに事の本来を転倒しておるのではないかと思ひますので、この点は技術的な対策、医学的な対策という点を付加していただきと思ひます。

さらに二点目は、けい酸粉塵以外の粉塵の職場に働く者の結核患者に対して、業務上の扱いをしていただきたと思ひます。この点は、現在の理論医学の段階において、粉塵職場の結核は、業務上に密接不可分の関係があるという学者の説もござります。現在の医学は、時々刻々進歩しておりますので、この点からいって、先進国家において、スエーデンの場合は、粉塵職場における結核患者は、業務上として扱っておる点もござります。結核患者で、けい肺合併症と同じような非常に悲惨な状態にある患者がござりますので、この点も、業務上として本法案の中に救つていただきたと思ひます。

三点目は、経過措置でござります。法の不遡及の原則は曲げられないと思ひますが、特別法の特別なゆえんから、このなならないという悲惨な状態からいって、この法施行以前に打ち切られた方々で、最悪の第四症状まで病状が進行しておる者に対して、この適用をこの中で考慮していただきと思ひます。

次に、最終的な結論を申し上げたいと思ひます。本法案が、予算的な面から、当初われわれが要求しておつた、また労使も切望しておつた国家負担を、相当大幅にこれを裏づける点については、三分の一を二分の一にされた点に対しては、われわれは賛意を表し

ますが、少くとも現在の日本の財政措置からいって、われわれはこれに對して、真に人道主義の観点に立つならば、まだ予算捻出の方法があるのではないかと思ひます。ないそでは振れないと当局は言っておりますが、あるそでを振らないのではないかと思ひます。

この点は、今回御出席の諸先生が、十二分に今次予算に對していろいろ御苦心、御努力をされておりますが、ただ一点申し上げたい点は、現在社会保険関係の法案が国会に提出されて問題になつておりますが、厚生年金の積立金の自然増収のこの予算をもつてして、その額からいつたならば、われわれが要求しておるところの全額国庫負担といふことも、決してむずかしい予算ではなくして、方法によつてこの点は十二分に裏づけされる、われわれしるうとして確信しておるものでござります。

さらに申し上げたい点は、本法案が、以上のいろいろなわれわれの修正要望意見を付加されずこれが通過する場合、よつて起るであろう労使関係、この点は、賃金闘争の現状の展望に立つならば、好むと好まざるを問はず、労働組合の経済闘争の幅が、いささか視野が広まってきた結果、実質賃金の獲得と賃金闘争とは、両輪のごとく並行して今後積極的に展開される場合に、この問題をめぐつて、労使間においてわれわれの最終的な権利を突力行使に訴えてこの問題の解決を迫るような、そういう労働不安をかもし出さないように、この点は、今後ぜひ深い御配慮をいただきまして、でき得る限りけい肺問題については、本法案によつて今後予想されるところの諸障

害を排除していただくように特にお願いたしましたして、私の公述を終ります。

○中村委員長 下野公述人。

○下野公述人 たいま御紹介いただきまして全連連会長下野でございます。われわれが多年にわたりまして要望して参りましたが、本日ここに政府提案によりまして、本委員会によつてけい肺法が審議されるに當りまして、私公述の機会をお与えいただきまして、ことに對しまして、深く敬意を表しますとともに、厚く感謝を表明いたす次第でございます。

御承知のように、多年にわたつて要望して参りましたけい肺の問題につきましては、委員各位におかれましても十分御認識の通り、全く不治の病といはしまして、私も多くの同僚労働者が、これに過去数十年間、幾多の犠牲を払つて参つたと考えております。こりういったことが、ようやく各方面にわたりまして御認識をいただきまして、幸いに今日こりう特別保護法案として、国民の皆様から御理解をいただきかんといたしておりますことに對しましては、これまた厚く感謝を表明申し上げる次第でございます。従つて私は、産業界におきまして、産業産業の立場におきまして、今まで能見公述人、十二村公述人から公述されましたと全く大同小異ではあると思ひますが、産業産業の労働者の立場におきまして、一、二申し上げさせていただきます。

私も産業労働者は、全国に十数方を数えておると思ひます。幾多苦難なけい肺に對しますところの運動を展開して参つたのでありまして、今日に至

りましたことを、全く感慨無量に存しておる次第でございます。しかし、ここに政府提案として保護法案が現われしましたことに對しまして、率直なところ、われわれの過去の主張して参りました点から参りまして、満足すべきものではなく、むしろわれわれとしては、多くの問題点を残しておるものといふふうに考えております。しかしながら、現在この瞬間におきまして、多くの労働者が、この不治のけい肺のために、あるいは職場に倒れまして、あるいは病床に呻吟しながら、全く死を待つものの状態であるといふことを、私は同僚の立場におきまして、痛切に皆様にお訴えいたしたいと思ひます。こりういふ観点から参りまして、個々のこりういふような問題点、あるいは不満足ではござりますが、国家のあたにかい保護の措置の一日もその実現の早からんことをお願いいたすために、今日こりにおきまして、私は本法案の成立に数点の意見を申し上げさせていただきます。これをぜひ委員の皆様におかれまして取り上げていただきまして、組み入れていただくことを御要望申し上げますとともに、本法案に對しまして賛成の意思を表明申し上げたいと存する次第でございます。

意見の一つといたしまして、健康診断につきまして、私も産業産業の実態と申しますのは、きわめて零細企業から中小企業の範囲にとどまつておりまして、その内容等、あるいは歴史的に今日考え合せまして、これまたきわめて粉塵職場といふものに對します概念、これを今日の法案の内容を拝見いたしますときに、粉塵職場といふものに對しますところの規定、こ

れがきわめてあいまいではなからうか。なるほど、政府の方の御説明に、今後徐々にこりういったようなものは増減を行なつていくといふことが言われておりますが、まず最初健康診断を行ふ場合におきまして、粉塵職場といふものに對します考え方を広義に御解釈願つて、いわゆる粉塵職場そのものは、産業の立場におきましては、少くとも全職場を対象にお願ひ申し上げたいと存する次第でございます。

今申し上げましたように、一つの例を申し上げますと、これはごく最近に健康診断の結果現れた状態でございますが、もちろん産業産業の原材料といふものにつきましては、皆さん御承知の通り、けい酸分がその五〇%以上を含んでゐるのが実情でございます。陶磁器あるいは耐火レンガ、その他、幾多産業の中にも異なつたものを持つておりますが、国内の山から掘り出した資源をもとに、ほとんどそれを輸出に充てておるといふのが現状であります。これを、けい酸分は約五〇%以上を占めておるのが産業産業の特質でござります。さういふ意味からいいますと、全く危険な状態にさらされておるといふことが現状ではないかと考えておる次第でございます。今申し上げましたように、最近の診断の結果、これは岐阜県の大治見市でタイルを製造しておる上山製陶所というところでございます。従業員約五百名と存じておりますが、十年以上の勤続者におきまして、九四・四%という罹患率を現わしております。これにつきましては、事務職員におきましてこれに罹患しておる、こりうの現状でございます。

従つて、今申し上げましたように、全

職場をせび一つ対象に健康診断をお願い申し上げたい、かようなことを申し上げる次第でございます。

次に、作業の転換につきまして、この点につきましては、私も労働者としていたしましては、いわゆる生活状態、これをまず根柢から考えなければならぬ。転換の場合に、先ほど十二村公述人も申し上げられました通りに、半恒久的な補償がされていかねばならぬ、かように申し上げたいと存じております。賃金の低下によりまして生活の脅威にさらされるということは、私どもとしては、あくまで排除して参りたいというふうに考えておる次第でございます。従って、政府の今回の法案に、作業転換の場合に勧告がござる、こういう事項があるわけでござります。この取扱の面につきまして、いわゆる当該労働者の意見と申しますか、意思を、勧告される場合、それを実現される場合には、十分参酌して、その了解のもとにこれを行なうければならないと存じております。これが、ややもいたしますと、勧告を悪用したところの一方的な命令、こういうようなことは、実際にはないかもしれませんが、その運営面におきまして、そういう危険を私どもは感じておる次第でございます。これらにつきましては、十分この危険のないように善処していただくために、法の上に善処して、明らかにお願い申し上げたいというところを御主張申し上げたいと思っております。

なお、勧告を応諾いたしました者に對しましての就職条件、これまた十二村公述人が申されました通りに、現在の労働事情と申しまするか、健康なる

者ですら、多数の失業者を累年出しておるような状態の中におきまして、果してこの唱えられることが実現でき得るかどうかという点に對しては、私は、私どもはなほは危惧の念を抱いておる次第でございます。従って、こういったようなものは、十分当該労働者の意思をくみ入れていただいて、その上において、国及び使用者がこれの就職に責任を持っていたらいい、かようなことを御主張申し上げる次第でございます。

なお、当該事業場において解決できないというような場合におきましては、雇用契約を一応そのまゝにしておかれる必要があるのではないかと。労働基準法の第十九条に盛り込まれておる精神をもとに考えていただくならば、あくまで雇用契約はそのままにしておかなければならない。すなわち、転換の場合には社内を原則とする、国の就労施設が完備せられておらない現状におきましては、特にその必要を痛感する次第でございますので、これまた十分お考えをお願い申し上げたいと思ふ次第でございます。

次に、療養給付並びに休業給付につきまして、これは療養期間中におきまして、雇用契約の三カ年間、いわゆる労災によつての打ち切り補償後におけるところの療養並びに休業給付の点でございますが、この点につきましては、全く私も納得でき得ないものを持っております。私もこれといたしましては、格別のこのけい肺という問題の意味からいまして、これを五カ年間に延長を願うとともに、休業給付につきましても、同様な考え方での法を一つ御進行願いたいと思つております。

す。この算定基礎等につきましても、同様な考え方での八〇％に改めていただくことをお願い申し上げたいと思つております。

次に、費用の負担であります。費用の負担につきましては、特に製業等の零細企業では、これが将来大きく使用者の負担が労働者にし寄せられる、こういうような危険を私どもは感じておる次第でございます。ぜひこの法案の完備とともに、大幅な国庫の負担を御要望申し上げたいと思つております。

その他の点につきましては、特にこの法案の施行に当りましては、相当な問題が残されておると思ひますので、監則の強化、診断医の常勤制、就労施設の実現など、一つ法の完全な施行され得る条件を整えられんことをお願い申し上げる次第でございます。なお、この点に關しまして、けい肺審議会の運営、構成、権限などを一つ御規定願ひまして、法の円滑な運営をはかられんことを御期待申し上げたいと思つております。

現在の医学の力をもつてしましては、治癒は、根本的なものにつきましてはほとんど困難であるといふことがいわれております。けい肺につきましては、従つて粉塵の危険限度などの決定を通じて作業場の浄化に努めるとともに、いわゆる予防措置の点につきましては、一連のものをぜひ規定の中に繰り入れられんことを御要望申し上げます。

以上、本法案に對しまして、いろいろの問題は残してあると思ひますが、これに對しまして、以上申し述べました意見を十分一つ皆様委員各位におか

れまして、実現の困難な点も多々あると存じますが、冒頭に述べましたごとく、一般の疑惑を招き、産業の実態と労働者の生活を輕視した内容について、ぜひ改正をいただきます。申し述べた意見を十分参酌されまして、一日も早く法の制定されんことを重ねて御要望申し上げます。公述を終らせさせていただきます。

○中村委員長 これにて公述人の公述は終了しました。質疑の通告がござりますから順次これを許します。堂森芳夫君。

○堂森委員 ただいま十二村さん、下野さん御二人から、いろいろ公述を願つたわけでありますが、主として本法案に對する御要望を列挙されてお述べになつたと思ひます。お二人の御要望は、一々しごくもつともであり、当然なものであると考えるのであります。たとえば、十二村さんの炭労は、組合員の数がたしか十七万くらいでございますが、それから下野さんの方の製業労働組合は、十数万とさつきおっしゃいましたが、もしおわかりでしたら、この二つの労働組合の方で、現在けい肺患者が、どれくらいの人々が病氣になつておつて、どういふ状態にあるかとかいふ、何か数字的な御記憶あるいは資料がございましたら、簡単に教えてください。お述べ願つたら、非常にいいと思つております。〔委員長退席、山花委員長代理着席〕

○十二村公述人 その問題について、二点御理解いただきたい点は、現在までの数字的に把握された患者は、巡回検査の結果つかまれたものではござい

すが、この巡回検査は、事前に労働省よりある特定の業者、最も罹患者を持つておられると思われる事業主に連絡を取つた場合、この事業主が真にけい肺患者に對するあたたかい配慮がない場合は拒否してきます。そういう巡回検査においても、患者発生をおそれて経営者が巡回検査を拒否した傾向がござりますので、現在現われておる患者は、そういう形において隠れておるという点と、もう一点は、この病状の特異性からいって、けい肺患者が療養を必要とする強度のけい肺患者になるまでは、病状の進行速度がきわめて緩慢である点は、先生は医学の権威者でおいでになるので十二分におわかりだと思ひます。それに対して、無過失賠償理論によるメリットの保険金の増額をおそれ、経営者は、結核が伴つた場合は私病として、全部これは業務上から転落して隠れております。われわれは、残念ながら医学的な立証によるところの統計は持つておりませんが、職場結核、特に地下産業の従業員に結核患者の中には、相当多数の業務上救われなければならない合併症の患者がおり、これはないかと思ひます。こういう前提を御理解いただきまして、現在炭労傘下二十万人、地下石炭産業全部で約三十万人ぐらゐとわれわれはつかんでおりますが、しかもこの以外に組夫、臨時夫として、一番高率なけい肺患者を抱いておるのではないかとと思われる特殊な職域は、何ら検査も何も受けておりませんので、これをくめるならば、現在の巡回検査の結果把握された療養を必要とする数字は、実は私の不見識ではございますが今日は用意しておりませんので、明日なり先生と諸

先生に全部資料を御提出したいと思ひますが、その確に権威ある統計数字がつかまれないという点を、御留意いただきたいと思ひます。

○下野公述人 ただいまの御質問に對しまして、繁業の場合におきましては、大体これまた政府出先機関でありますところの基準局等を通じて健康診断が行われまして、特にそのうちから、間接写真の中に怪しいと思ふものにつきまして直接撮影を行います、それを対象にし、なお特定な粉塵職場を求めて診断をいたしました結果でございますが、繁業産業の全国的な比率といたしましては、大体二六・七%だと考えております。愛知県が最も繁業の中心地でございますが、愛知県におきましては約五〇%強の比率を占めておるのが実情でございます。

以上であります。

○堂森委員 現在の健康保険では、健康診断を保険によって受けることはできない。しかしながら、けい肺に罹病する可能性のある職場で働いておられる受働者の諸君にとっては、このけい肺という病氣は不治の病であるという意味からも、非常に重大なことであります。従来、各職場によつては、これは職場々々によつて違ふでしょうが、労働組合の方で自主的に事業主と交渉されて、週に一回ぐらいのけい肺に対する健康診断、そういうふうなことをやっておられたようなことがあるのでありましょいか、あるいはそういうことはなかったのではありませんか、その点一つお尋ねします。

○十二村公述人 炭労働下の場合、九洲の三井においては、非常にけい肺病対策についていろいろ苦心されてお

ます。各大手十八社の中において、三井だけが九州のみそういう点に対する健康診断その他の諸対策が講ぜられております。他は、北海道の炭鉱経営者に至つては、炭鉱にはけい肺病がないということを一昨年まで明言して、世論にこれを訴えておりました。しかし、最近はこの点は撤回されて、北海道の炭鉱にもけい肺患者があることを認めるようになりました。

○下野公述人 繁業の場合におきましては、使用者側と、いわゆる労使間によつて健康診断を行なつておるかどうかということにつきましては、九州の黒崎炭業等につきましては、全くこれを完全に実施いたしておりますが、その他の事業場におきましては、現在は年間行いますところの健康診断によるのみで、労使間ではまだ実施しておらないのが現状でございます。

○山花委員長代理 他に質疑の方はございませんか。

それでは、公述人の公述も終り、質疑もないようでございますから、これで終りたいと思ひます。

本日は、各公述人におかれましては、御多忙のところ、本委員会に御出席を願ひ、法案の審議の参考になりました。御意見を御開陳下さいまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して、公述人各位に感謝の意を表します。

来たる十三日(月曜日)は午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十二分散会

昭和三十年六月十五日印刷

昭和三十年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局